

○農林水産省令第 号
経済産業省

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十一条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

財務大臣 片山さつき

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(遵守事項)</p> <p>第二条 法第五十一条第一項の主務省令で定める</p> <p>同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充填する事業者並びに飲料又は特定調味料が充填された容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印する</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第二条 法第五十一条第一項の主務省令で定める</p> <p>同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充填する事業者並びに飲料又は特定調味料が充填された容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印する</p>

ことにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充填された容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

ことにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはることにより、表示をすること。ただし、容器に充てんされた飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であ

イ 容器に充填された飲料又は特定調味料を
入れ又は包む当該容器以外の容器包装であ
つて、そのままの状態で流通し、最終消費
者に販売される場合において、当該容器包
装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベル
を貼り又は刻印することにより別表の上欄
の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に
定める様式に基づき表示をするとともに、
当該表示に当該容器の役割名を併記するど
き（当該容器の側部に印刷し、又はラベル
を貼ることにより、他法令の規定による表

つて、そのままの状態で流通し、最終消費者
に販売される場合において、当該容器包装の
表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり
又は刻印することにより別表の上欄の指定表
示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式
に基づき表示をするとともに、当該表示に当
該容器の役割名を併記するときは、これを省
略することができる（当該容器の側部に印刷
し、又はラベルをはることにより、他法令の
規定による表示が付されている場合を除く。
）。

示が付されている場合を除く。)

ロ 容器に充填された飲料又は特定調味料を
入れ又は包む当該容器以外の容器包装であ
つて、そのままの状態で流通し、最終消費
者に販売される場合以外の場合において、
当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼る
ことにより他法令の規定による表示が付さ
れないとき。

三・四 (略)

三・四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。